

【表紙】**【提出書類】** 有価証券報告書**【提出先】** 関東財務局長**【提出日】** 平成21年12月24日**【計算期間】** 第3期 自 平成20年9月25日

至 平成21年9月24日

【ファンド名】 トランスサイエンス未公開株ファンド**【発行者名】** S B I アセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 松井 一幸**【本店の所在の場所】** 東京都港区六本木一丁目6番1号**【事務連絡者氏名】** 中村 慎吾**【連絡場所】** 東京都港区六本木一丁目6番1号**【電話番号】** 03-6229-0170**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

日本国内・海外における成長著しい未上場企業の株式[※]を主要投資対象とし、投資信託財産（以下、「信託財産」といいます。）の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

※ 未上場企業の株式とは、社団法人投資信託協会の定める規則により、次のいずれかの要件を満たす株式とします。

- (i) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金融商品取引法」という。）第24条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するものであること
- (ii) 公認会計士又は監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できる会社の発行するものであること
- (iii) 公認会計士又は監査法人により、金融商品取引法又は会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するものであること

※ 以上の要件は、同規則の変更により、変更する可能性があります。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「単位型投信／内外／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「単位型投信／内外／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
		その他資産 ()
	内外	資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	株式 一般
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	（日本を含む）	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	あり
債券	（隔月）	欧州	（ ）
一般	年12回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	なし
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット	（ ）	中近東	
属性		（中東）	
（高格付債）		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
（ ）			
資産複合			
（ ）			

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
株式 一般	大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない全てのものをいいます。
年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書又は信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替ヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

*1 大型株・・・目論見書又は信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

*2 中小型株・・・目論見書又は信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

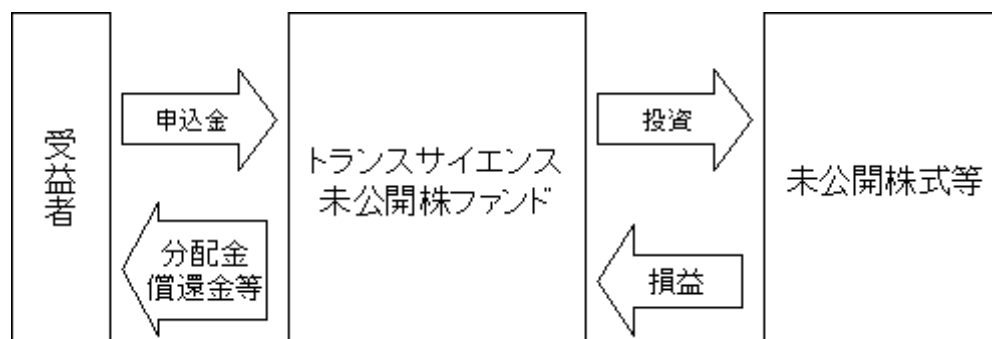
③ファンドの特色

主にバイオテクノロジー、ヘルスケア・医療領域における未上場企業のうち、レイターステージ（比較的短期間で株式公開等が予想される段階）の未上場企業への株式投資を行い、株式上場やM&A等による値上がり益（キャピタルゲイン）を追求します。

国内の未上場株式を主要投資対象とします。（投資した未上場株式が上場し、上場株となったものを含みます。）

外国の未上場株式に投資することがあります。

株式会社トランスサイエンス（代表取締役 中野 誠二）より投資に関する助言を受けて運用します。



未上場株式の評価は、社団法人投資信託協会の定める規則により、以下の通り評価します。また、今後同規則が変更になった場合は、当未上場株式の評価も変更する可能性があります。

- （１） 未上場株式（上場予定株式を除く。）は、証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）等から提示される気配相場で評価し、計算日に気配相場が提示されない場合には、計算日の直近の日に提示された気配相場で評価するものとする。
- （２） 気配相場が発表されなくなった日から起算して1ヶ月を経過しても気配相場の発表が行われていない場合には、気配相場が発表されるまでの間は、直近の気配相場又は直近に発表された決算期の純資産価額に基づき算出した1株当たりの価額のいずれか低い価格で評価するものとする。

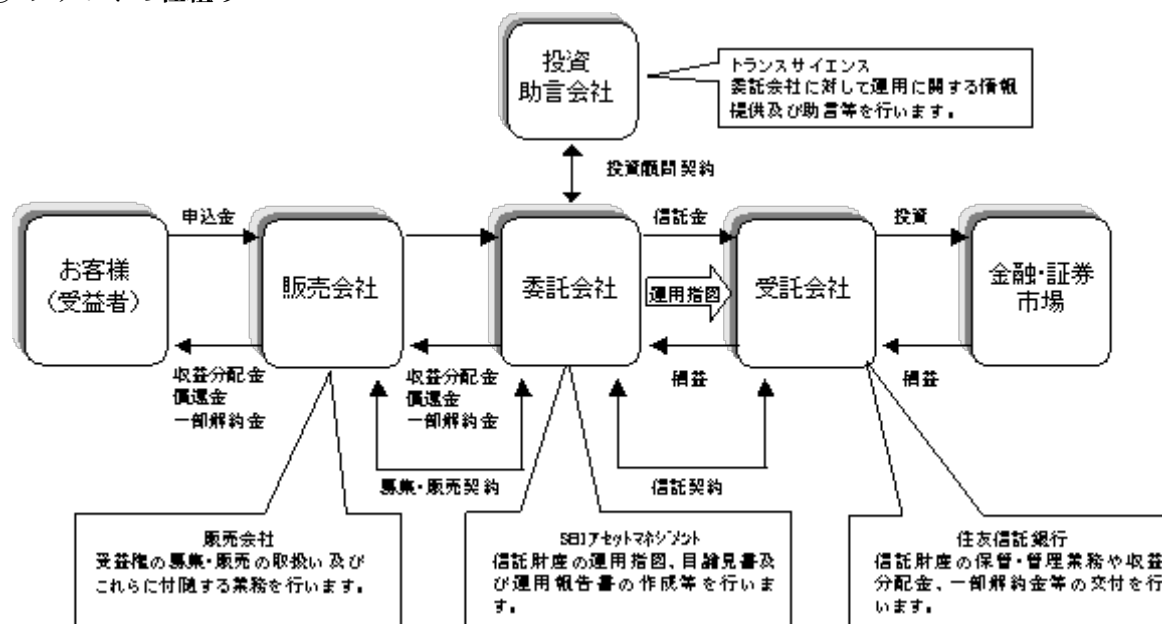
※ 本ファンドに組入れる未上場株式においては、原則気配相場により評価しております。

④信託金の限度額

- ・ 信託金の限度額は50億円です。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

② 委託会社の概況（平成21年12月24日現在）

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、商号をエスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社と変更しました。

平成17年7月1日には、当社の親会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更に伴い、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

昭和61年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成14年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、商号をエスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社と変更

- 平成17年 7月 1日 親会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更により、
商号をSBIアセットマネジメント株式会社と変更
- 平成19年 9月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品
取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBIホールディングス 株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主にバイオテクノロジー、ヘルスケア・医療領域における未上場会社のうち、レイターステージ（比較的短期間で株式公開等が予想される段階）の未上場会社への株式投資を行い、株式公開やM&A等による値上がり益（キャピタルゲイン）を追求します。
- ② 国内の未上場株式を主要投資対象とします。（投資した未上場株式が上場し、上場株となったものを含みます。）
- ③ 外国の未上場株式に投資することがあります。
- ④ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤ 株式会社トランスサイエンスより投資に関する助言を受けて運用します。

※ 株式会社トランスサイエンス

同社は、次世代バイオベンチャー企業の投資育成と戦略コンサルティング事業を目的として設立された会社であり、投資対象をライフサイエンス、バイオテクノロジー、メディカル・医療領域及びその周辺領域に特化していること、また有望なベンチャー企業に対しては創業初期段階から積極的に投資を行い、リードインベスター（投資家の中で、企業の育成等において主導的な役割を果たす投資家）として深いハンズオン育成（投資先企業の経営に積極的に関与して育成を図る手法）を行うことが特徴です。一般に、ライフサイエンス分野の技術は専門性が極めて高く、見極めが難しいと言われていますが、同社では、ライフサイエンス各分野の博士号取得者や製薬会社等で研究開発部門の責任者を務めた人材、製薬会社の知的財産部門で実務経験があり弁理士資格を持つ人材、事業会社での新規事業開発経験者、及び経営学修士取得者等を擁し、技術・知的財産権・事業開発それぞれにおいての高い目利き能力を強みに、有望ベンチャー企業の発掘、育成に努めています。

<お知らせ>

株式会社トランスサイエンスは、平成21年10月にSBIインベストメント株式会社の子会社となり、SBIグループの一員となりました。

※株式会社トランスサイエンスの概要

代表者	代表取締役 中野 誠二
設立日	平成13年12月18日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第902号
資本金	5億8,996万円

事業内容	①ライフサイエンス領域のベンチャー企業への投資、及び投資実行後の育成・成長支援 ②事業会社・公的機関等へ戦略のコンサルティングサービス
------	--

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
3. 金銭債権（第1号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

② 運用の指図範囲(信託約款第18条第1項)

委託者は、次に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

22. 商法（明治32年法律第48号）第535号に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利のうち、当該権利を有するものが出資または拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業から生ずる収益の配当または当該事業に係る財産の分配を受けることができる権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）なお、第1号の証券、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③1.から4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第18条第3項）

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

運用本部長（1名）および運用本部に在籍する者（7～10名程度）で開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）および運用部長（1名）をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

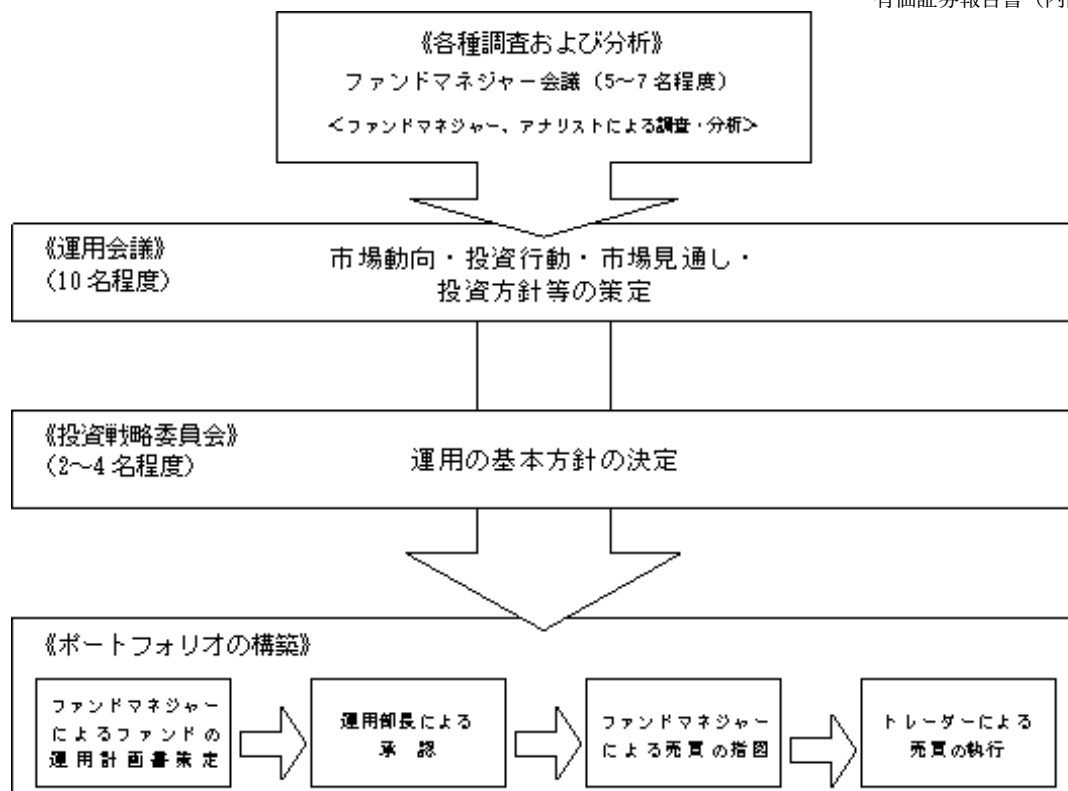
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株および組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

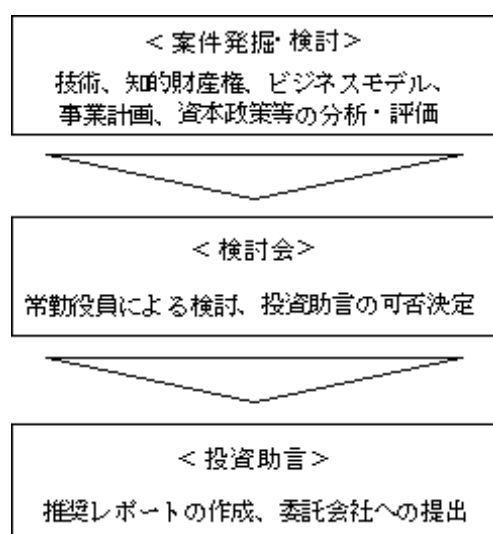
ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は今後変更となる場合があります。

※なお、投資助言会社である株式会社トランスサイエンスの、本ファンドの運用プロセスは以下の通りです。

- ① 担当者が様々なルートから有望な投資候補先ベンチャー企業を発掘し、技術、知的財産権、ビジネスモデル、事業計画、資本政策等の分析・評価を行います。必要に応じて、外部の顧問等からのアドバイスを受け、技術、事業の見極めを行います。主な検討ポイントは、ベンチャー企業が有する技術の競争力・市場性、知的財産権の強さ、ビジネスモデルの有効性、経営陣の能力などであります。
- ② 担当者により投資助言銘柄として相応しいと判断された企業は、常勤役員を構成員とする「検討会」に諮られ、本ファンドに対する投資助言の可否が決定されます。
- ③ 「検討会」で投資助言が可決された後、助言会社は推奨レポートを作成し、委託会社に提出します。



(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末(毎年9月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象収益は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の金額の範囲とします。
- ② 委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

（i）同一銘柄への株式投資は、取得時において純資産総額の30%以内とします。

② 信託約款上のその他の投資制限

（i）投資する株式等の範囲(信託約款第21条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、未上場株式および未登録株式とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、係る株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

④ その他

（i）資金の借入れ(信託約款第29条)

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約の支払資金（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

本ファンドは、主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。特に、本ファンドは、未上場株式への投資を行いますので、既に公開されている株式より流動性が低く、基準価額が大幅に又は継続的に下落するリスクがあります。その結果、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。

・ 未公開株式リスク

未公開株式は、公開されている証券より流動性が低いため、公開株式に比べ換金期間、換金価格で公開されている証券より不利になる場合があります。また、上場企業より、財務基盤や事業基盤が弱い会社も多く、一般的に信用リスクも上場企業よりも高くなっています。

・ 価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動等があった場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 流動性リスク

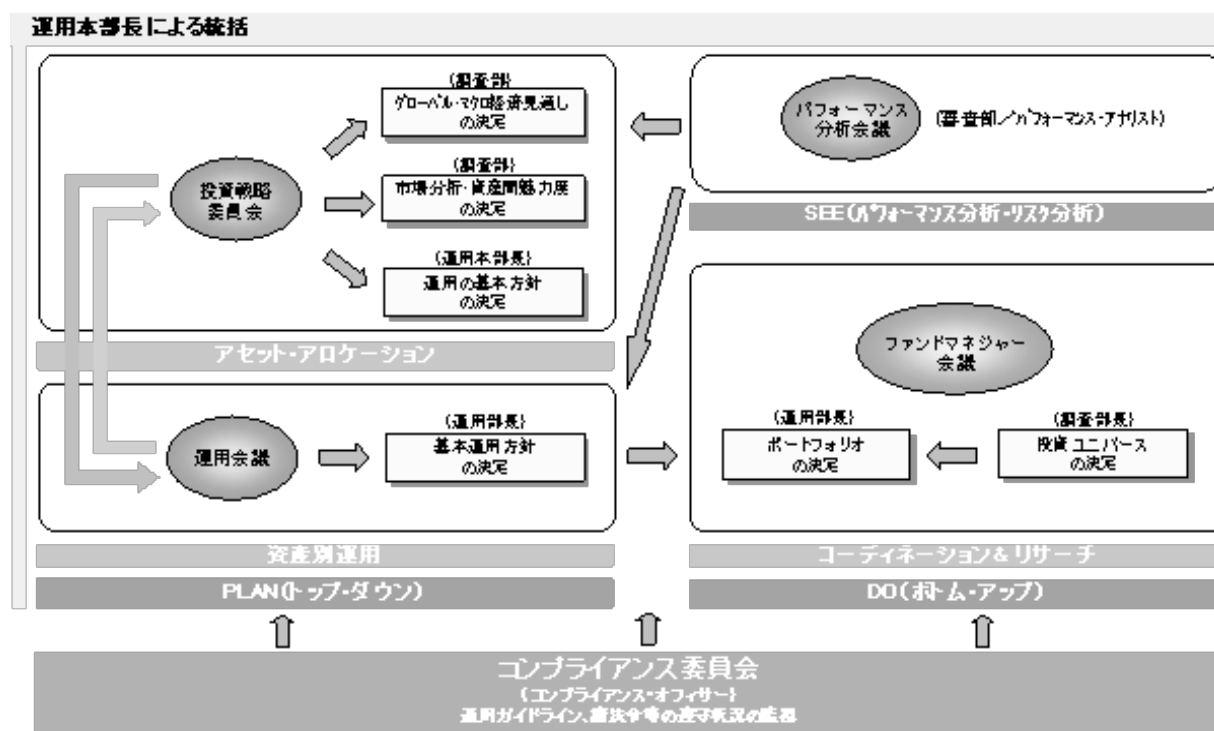
株式を売却する際に、市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被ることがあります。

・ 信用リスク

投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

《リスク管理体制》

①運用に関するリスク管理体制



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員及び運用部長をもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用本部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
パフォーマンス分析会議	原則月1回	常勤役員、審査部及び運用部長をもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。

ファンドマネジャー 会議	随時	運用担当者及び調査担当者により構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、調査部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 組合への新規投資および契約変更の決定を行う。
コンプライアンス 委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は今後変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般に係る法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申し込み金額の3.15%（税抜3%）を上限とする、販売会社が決める手数料率とします。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額に応じて、申込価額（発行価額）に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、申込手数料に対する消費税等相当額が加算されます。

(2)【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に基準価額から以下の信託財産留保額が差し引かれます。

信託約款締結日より1年未満	基準価額の5%
信託約款締結日より1年以上2年未満	基準価額の4%
信託約款締結日より2年以上3年未満	基準価額の3%
信託約款締結日より3年以上4年未満	基準価額の2%
信託約款締結日より4年以上5年未満	基準価額の1%

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率2.1%（税抜2.0%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.491%	年率0.525%	年率0.084%
(税抜：年率1.42%)	(税抜：年率0.50%)	(税抜：年率0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日およびその翌日から計算期末までに区分した各期間（以下「半期」といいます。）末日（以下「半期末」といいます。）に、当該半期末（信託終了時を除きます。）の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

委託者は、設定時の純資産総額の3.15%（税抜：3%）の率を乗じて得た額を信託財産より支弁します。

上記の信託報酬は、設定日に信託財産中から支弁されるものとします。

委託者は、以下の規定に基づき計上された実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）を信託財産より支弁します。

1. 実績報酬は本ファンドの信託財産の計算期間を通じて、毎日、前営業日の1口当たり基準価額が前営業日における後記2.に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の10の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を計上します。
2. 前記1.のハイ・ウォーター・マークは第1計算期間日の終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期末において、当該日の1口当たり基準価額（収益分配を行った計算期末においては、収益分配控除前の1口当たり基準価額）がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークも調整されるものとします。

上記の実績報酬は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から委託者に支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

- ① 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- ② 保管費用等本ファンドの投資に関する費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 信託事務の処理等に要する諸費用
- ⑥ 信託財産に係る監査報酬（年額420万円（税抜400万円））及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。その他の手数料等は、監査報酬を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

又、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成21年12月24日現在、以下のとおりです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源

源泉徴収が行われます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

また、換金（解約）時および償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。なお、源泉徴収口座を選択することも可能であり、この場合は10%の軽減税率により源泉徴収が行われます。

	収益分配金	換金（解約、償還を含む）
税率	10% 源泉徴収	10% 申告分離
確定申告の可否	不要 （ただし、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかの選択も可能）	原則、必要 （ただし、「源泉徴収あり」の特定口座を利用した場合は不要）

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）および償還時の差益（個別元本超過額）については、7%（所得税7%）の軽減税率により源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

また、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬及び売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

※個人の受益者、法人の受益者ともに軽減税率の適用は、平成23年12月31日までとなる予定です。詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成21年11月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式（未上場）	日本	175,261,530	17.99
投資事業有限責任組合出資持分	—	618,999,769	63.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	179,940,896	18.47
合計（純資産総額）	—	974,202,195	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜株式（未上場）＞

（平成21年11月30日現在）

銘柄名	主な事業	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
テムリック	創薬事業	1,429	70,000	100,030,000	70,000	100,030,000	10.27
メビオファーム	創薬事業	250	300,000	75,000,000	300,000	75,000,000	7.70
ペプタイドドア	ペプチドを用いた 治療法の開発	100	150,000	15,000,000	2,303	230,300	0.02
フューエンス	製品装置販売及び マイクロ流体チップを用いた 製品の開発	1,230	65,000	79,950,000	1	1,230	0.00

＜投資事業有限責任組合出資持分＞

（平成21年11月30日現在）

銘柄名	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
投資事業有限責任組合出資持分	684,593,916	1	684,593,916	0.904185	618,999,769	63.54

種類別投資比率

（平成21年11月30日現在）

種 類	業 種	投資比率(%)
株式（未上場）	医薬品	17.99
	電気機器	0.00
＜小計＞		17.99
投資事業有限責任組合出資持分		63.54
＜小計＞		63.54
合計		81.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年11月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1口当たり純資産額 (円)
第1計算期間末（平成19年9月25日）	1,906,690,780	9,176
第2計算期間末（平成20年9月24日）	1,083,778,105	5,216
第3計算期間末（平成21年9月24日）	993,094,706	4,897
平成20年11月末日	1,047,740,351	5,042
平成20年12月末日	1,030,503,931	4,959
平成21年 1月末日	1,024,182,079	4,929
平成21年 2月末日	1,047,712,779	5,042
平成21年 3月末日	1,054,190,150	5,073
平成21年 4月末日	1,050,483,812	5,056
平成21年 5月末日	1,043,240,523	5,021
平成21年 6月末日	1,015,178,320	5,006
平成21年 7月末日	1,011,320,496	4,987
平成21年 8月末日	999,353,042	4,928
平成21年 9月末日	989,342,227	4,879
平成21年10月末日	991,149,222	4,888
平成21年11月末日	974,202,195	4,805

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期 間	1口当たり分配金（円）
第1計算期間 自 平成18年9月25日 至 平成19年9月25日	0
第2計算期間 自 平成19年9月26日 至 平成20年9月24日	0
第3計算期間 自 平成20年9月25日 至 平成21年9月24日	0

③【収益率の推移】

期 間	収益率（％）
第1計算期間 自 平成18年9月25日 至 平成19年9月25日	△ 8.24

第2計算期間 自 平成19年9月26日 至 平成20年9月24日	△43.16
第3計算期間 自 平成20年9月25日 至 平成21年9月24日	△ 6.12

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝{(計算期間末の基準価額－前計算期間末の基準価額)／前計算期間末の基準価額}×100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額10,000円を用いて計算しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年9月25日信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

お買付のお申込みは、平成18年8月7日から平成18年9月22日の午後3時までとなります。お買付代金はお申込価額（1口当たり1万円）を使って計算されます。

なお、本ファンドは、上記に従い受託会社にお買付代金が払い込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消することができます。

（i）お申込み日

平成18年8月7日から平成18年9月22日の午後3時までとなります。

（ii）お申込単位

50口以上10口単位

申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

（iii）お申込価額

1口当たり1万円となります。

（iv）お申込手数料

お申込金額の3.15%（税抜3%）を上限に、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

手数料率は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

（i）途中換金

一部解約

原則として、信託期間中の換金はできません。

ただし、以下の事由による場合は、換金に応じます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

換金は、お申込をいただいた販売会社でお申し出下さい。

原則として受付は、営業日の午後3時までとなります。途中換金の代金は、（請求日の基準価額－信託財産留保額）を使って計算されます。基準価額については、下記照会先においてもお問い合わせいただけます。

照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6229-0170

ホームページアドレス URL <http://www.sbi-am.co.jp/>

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）が発生したときは、解約請求の受付を中止またはすでに受付けた解約請求を保留または取消させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約は制限されることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金のお手取額は、請求日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。代金は原則として請求日より5営業日からお支払いします。

解約請求には手数料はかかりません。ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額が差し引かれます。

ご換金場所は、取扱販売会社の本・支店、営業所等です。

A 換金の受付

お申込みをいただいた販売会社にお申し出ください。

原則として受け付けは、営業日の午後3時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

また、販売会社により受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

B 換金単位

最低単位を10口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

C 換金価額

解約請求受付日の基準価額から以下の信託財産留保額を控除した価額となります。

信託契約締結日より1年未満	基準価額の5%
信託契約締結日より1年以上2年未満	基準価額の4%
信託契約締結日より2年以上3年未満	基準価額の3%
信託契約締結日より3年以上4年未満	基準価額の2%
信託契約締結日より4年以上5年未満	基準価額の1%

D 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

(ii) その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記

録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、委託会社でもご照会いただけます。

本ファンドは、毎計算期末（毎年9月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

(2)【保管】

(i) 信託業務の委託等(信託約款第23条)

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 前記(イ)(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま

す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(ii) 混蔵寄託(信託約款第25条)

金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(iii) 信託財産の登記等および記載等の留保等(信託約款第26条)

(イ) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあり

ます。

(ロ)前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登録または登録をするものとします。

(ハ)信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(ニ)動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(3)【信託期間】

平成18年9月25日から平成23年9月24日まで

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年9月25日から翌年9月24日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(i)受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が5万口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(ii)に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

(ii)その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

(iii)約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

(iv)反対者の買取請求権

上記(ii)に規定する信託契約の解約または上記(iii)に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記(ii)または上記(iii)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i)収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

(ii)換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii)帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することが出来ます。

(iv)反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投資信託及び投資法人に関する法律第18条の規定に基づき、その受益権を公正な価額で買取よう請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間（平成19年9月26日から平成20年9月24日まで）については改正前の、第3期計算期間（平成20年9月25日から平成21年9月24日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年9月26日から平成20年9月24日まで）及び第3期計算期間（平成20年9月25日から平成21年9月24日まで）の財務諸表について、大串公認会計士事務所による監査を受けております。

1 【財務諸表】

トランスサイエンス未公開株ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期計算期間 〔平成20年9月24日現在〕	第3期計算期間 〔平成21年9月24日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	241,158,608	197,586,879
株式	176,566,400	175,591,530
出資金	679,771,498	632,760,424
未収利息	2,312	270
流動資産合計	1,097,498,818	1,005,939,103
資産合計	1,097,498,818	1,005,939,103
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	464,828	429,781
未払委託者報酬	11,155,885	10,314,616
その他未払費用	2,100,000	2,100,000
流動負債合計	13,720,713	12,844,397
負債合計	13,720,713	12,844,397
純資産の部		
元本等		
元本	2,077,900,000	2,027,900,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△994,121,895	△1,034,805,294
元本等合計	1,083,778,105	993,094,706
純資産合計	1,083,778,105	993,094,706
負債純資産合計	1,097,498,818	1,005,939,103

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期計算期間 自 平成19年 9月26日 至 平成20年 9月24日	第3期計算期間 自 平成20年 9月25日 至 平成21年 9月24日
営業収益		
受取利息	1,960,876	213,205
有価証券売買等損益	△793,722,902	△40,686,864
営業収益合計	△791,762,026	△40,473,659
営業費用		
受託者報酬	1,077,189	869,997
委託者報酬	25,852,460	20,879,743
その他費用	4,221,000	4,200,000
営業費用合計	31,150,649	25,949,740
営業利益又は営業損失（△）	△822,912,675	△66,423,399
経常利益又は経常損失（△）	△822,912,675	△66,423,399
当期純利益又は当期純損失（△）	△822,912,675	△66,423,399
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△171,209,220	△994,121,895
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	25,740,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	25,740,000
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△994,121,895	△1,034,805,294

2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が、元本総額を下回っており、その差額は994,121,895円であります。	貸借対照表上の純資産額が、元本総額を下回っており、その差額は1,034,805,294円であります。
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	5,216円	4,897円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別		第2期計算期間 自 平成19年 9月26日 至 平成20年 9月24日	第3期計算期間 自 平成20年 9月25日 至 平成21年 9月24日
項 目			
当ファンドの配当等収益額	A	1,960,876円	213,205円
経費	B	31,150,649円	25,949,740円
差引配当等収益額	C = A - B	△29,189,773円	△25,736,535円
当ファンドの期末残存受益権口数	D	207,790口	202,790口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	207,790口	206,540口
分配可能額	F = C × D / E	－円	－円
一口当たりの分配可能額	G = F / D	－円	－円
一口当たり分配額	H	－円	－円
収益分配金金額	I = D × H	－円	－円

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期計算期間（自 平成19年9月26日 至 平成20年9月24日）

該当事項はありません。

第3期計算期間（自 平成20年9月25日 至 平成21年9月24日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別	第2期計算期間末 〔平成20年 9月24日現在〕	第3期計算期間末 〔平成21年 9月24日現在〕
項 目		
設定年月日	平成18年9月25日	平成18年9月25日
設定元本額	2,078,400,000円	2,078,400,000円
期首元本額	2,077,900,000円	2,077,900,000円
元本残存率	99.9 %	97.5 %

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第2期計算期間末 〔平成20年 9月24日現在〕		第3期計算期間末 〔平成21年 9月24日現在〕	
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	176,566,400円	△271,103,600円	175,591,530円	238,935,130円
出資金	679,771,498円	△4,822,418円	632,760,424円	△47,011,074円
合 計	856,337,898円	△275,926,018円	808,351,954円	191,924,056円

3 デリバティブ取引関係

第2期計算期間（平成20年9月24日現在）

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第3期計算期間（平成21年9月24日現在）

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

平成21年9月24日現在

銘 柄	株式数	評価額	
		単 価	金 額
フューエンス	1,230株	1円	1,230円
メビオファーム	250株	300,000円	75,000,000円
ペプタイドドア	100株	5,603円	560,300円
テムリック	1,429株	70,000円	100,030,000円
合 計	3,009株		175,591,530円

②株式以外の有価証券（組合出資金）

平成21年9月24日現在

銘 柄	券面総額	評価額
TS－MI1号投資事業有限責任組合	684,593,916口	632,760,424円
合 計	684,593,916口	632,760,424円

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年11月30日現在

I 資産総額	978,782,010円
II 負債総額	4,579,815円
III 純資産総額（I－II）	974,202,195円
IV 発行済口数	202,740口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4,805円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間 自 平成18年9月25日 至 平成19年9月25日	207,840	50	207,790
第2計算期間 自 平成19年9月26日 至 平成20年9月24日	—	—	207,790
第3計算期間 自 平成20年9月25日 至 平成21年9月24日	—	5,000	202,790

(注) 本邦外における販売、解約の実績はございません。

第1計算期間の設定数量は当初申込期間中の設定数量をいいます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額(平成21年12月24日現在)

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6400株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6600株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

② 委託会社の機構

(i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

委託会社においての投資運用の意思決定は運用本部所属の運用部及び調査部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では運用部長、調査部長及び運用企画部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。運用部は、内外の株式及び債券等の運用を、調査部は企業の調査・分析を担当し、運用企画部はクライアントサービス・投資信託等商品企画及び組成を担当しています。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

（平成21年11月30日現在）

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	13	37,655
単位型株式投資信託	3	2,110

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第22期		第23期	
		(平成20年 3月31日現在)		(平成21年 3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I. 流動資産					
預金		682,680		634,264	
前払費用		1,438		1,406	
未収入金		—		25,000	
未収委託者報酬		186,026		67,337	
未収運用受託報酬		4,898		3,411	
未収投資顧問料	* 2	42,759		25,068	
未収還付消費税等		—		2,162	
その他		139		2	
流動資産合計		917,942	89.5	758,652	79.0
II. 固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	3,645		2,631	
有形固定資産合計		3,645	0.3	2,631	0.3
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
その他		1,978		1,629	
無形固定資産合計		2,045	0.2	1,696	0.2
投資その他の資産					
投資有価証券		—		110,469	
関係会社株式		50,000		60,000	
長期差入保証金	* 2	51,819		26,819	
長期未収入金		675		450	
投資その他の資産合計		102,494	10.0	197,738	20.5
固定資産合計		108,184	10.5	202,065	21.0
資産合計		1,026,127	100.0	960,718	100.0

区分	注記 番号	第22期		第23期	
		(平成20年 3月31日現在)		(平成21年 3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I. 流動負債					
預り金		—		24	
未払金	* 2	119,130		53,391	
(未払手数料)		(105,634)		(38,596)	
未払法人税等		1,541		735	

未払消費税等	6,772		—	
流動負債合計	127,444	12.4	54,151	5.6
II. 固定負債				
繰延税金負債	—		3,531	
固定負債合計	—	—	3,531	0.4
負債合計	127,444	12.4	57,683	6.0
(純資産の部)				
I. 株主資本				
1 資本金	400,200	39.0	400,200	41.7
2 利益剰余金				
その他利益剰余金	498,483		497,686	
繰越利益剰余金	498,483		497,686	
利益剰余金合計	498,483	48.6	497,686	51.8
株主資本合計	898,683	87.6	897,886	93.5
II. 評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	—		5,148	
評価・換算差額等合計	—	—	5,148	0.5
純資産合計	898,683	87.6	903,034	94.0
負債・純資産合計	1,026,127	100.0	960,718	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第22期			第23期		
		自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日			自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益	* 1						
委託者報酬		1,095,964			691,720		
運用受託報酬		35,594			23,929		
投資顧問料		181,030	1,312,589	100.0	127,543	843,194	100.0
II 営業費用							
支払手数料		779,059			485,126		
広告宣伝費		14,848			6,216		
受益証券発行費		109			—		
調査費		13,152			15,975		
(調査費)		(13,152)			(15,975)		
委託計算費		61,229			51,348		
営業雑経費		34,545			30,689		
(通信費)		(1,917)			(1,480)		
(印刷費)		(30,081)			(27,506)		
(協会費)		(536)			(991)		
(諸会費)		(454)			(454)		
(その他営業雑経費)		(1,556)	902,945	68.8	(256)	589,355	69.9
III 一般管理費							
給料		136,709			164,644		
(役員報酬)		(19,000)			(21,000)		
(給料・手当)		(117,709)			(143,644)		
交際費		1,470			1,951		
旅費交通費		14,343			10,350		
福利厚生費		14,622			16,776		
租税公課		3,118			2,856		
不動産賃借料		24,534			26,765		
器具備品賃借料		731			856		
消耗品費		2,999			2,515		
事務委託費		14,123			15,874		
退職給付費用		5,065			6,011		
固定資産減価償却費		2,221			1,552		
諸経費		5,370	225,310	17.2	5,445	255,600	30.3
営業利益又は営業損失 (△)			184,333	14.0		△1,761	△0.2
IV 営業外収益							
受取利息		690			1,560		
雑収入		2	692	0.1	5	1,566	0.2
V 営業外費用							
雑損失		0	0	0.0	—	—	—
経常利益又は経常損失 (△)			185,026	14.1		△194	△0.0
VI 特別利益							
貸倒引当金戻入益		62	62	0.0	—	—	—

税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△） 法人税、住民税及び事業税 当期純利益又は当期純損失（△）			185,089	14.1		△194	△0.0
			265	0.0		602	0.1
			184,824	14.1		△797	△0.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,200	400,200
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	313,659	498,483
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	184,824	△797
当期変動額合計	184,824	△797
当期末残高	498,483	497,686
利益剰余金合計		
前期末残高	313,659	498,483
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	184,824	△797
当期変動額合計	184,824	△797
当期末残高	498,483	497,686
株主資本合計		
前期末残高	713,859	898,683
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	184,824	△797
当期変動額合計	184,824	△797
当期末残高	898,683	897,886
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	5,148
当期変動額合計	—	5,148
当期末残高	—	5,148
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	5,148
当期変動額合計	—	5,148
当期末残高	—	5,148
純資産合計		
前期末残高	713,859	898,683
当期変動額		

当期純利益又は当期純損失（△）	184,824	△797
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	5,148
当期変動額合計	184,824	4,351
当期末残高	898,683	903,034

重要な会計方針

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法に基づく原価法 —————	①子会社株式 同左 ②その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品5－15年であり ます。 （追加情報） 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。この変更による影響は軽微であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品5－15年であり ます。 また、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 ② 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。	—————
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。	—————
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理 同左

会計方針の変更

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

-----	（リース取引に関する会計基準等） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、取引開始日が平成20年4月1日以降で通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理すべきリース取引がないことから、この変更による損益への影響はありません。
-------	---

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)																		
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>15,580千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>15,580千円</td></tr> </table> ※2 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>41,042千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>26,765千円</td></tr> </table>	器具備品	15,580千円	合計	15,580千円	未収投資顧問料	41,042千円	長期差入保証金	26,765千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>16,594千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>16,594千円</td></tr> </table> ※2 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>24,889千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>26,765千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>21,246千円</td></tr> </table>	器具備品	16,594千円	合計	16,594千円	未収投資顧問料	24,889千円	長期差入保証金	26,765千円	未払手数料	21,246千円
器具備品	15,580千円																		
合計	15,580千円																		
未収投資顧問料	41,042千円																		
長期差入保証金	26,765千円																		
器具備品	16,594千円																		
合計	16,594千円																		
未収投資顧問料	24,889千円																		
長期差入保証金	26,765千円																		
未払手数料	21,246千円																		

(損益計算書関係)

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		
※1 関係会社との重要な取引高 -----	※1 関係会社との重要な取引高 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>220,216千円</td></tr> </table>	支払手数料	220,216千円
支払手数料	220,216千円		

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日																								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移 転外ファイナンス・リース取引 (借主側)																								
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期 末残高相当額																								
<table><tr><td></td><td>器具備品 (千円)</td><td>合計 (千円)</td></tr><tr><td>取得価額相当 額</td><td>2,588</td><td>2,588</td></tr><tr><td>減価償却累計 額 相当額</td><td>1,596</td><td>1,596</td></tr><tr><td>期末残高相当 額</td><td>992</td><td>992</td></tr></table>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当 額	2,588	2,588	減価償却累計 額 相当額	1,596	1,596	期末残高相当 額	992	992	<table><tr><td></td><td>器具備品 (千円)</td><td>合計 (千円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>2,588</td><td>2,588</td></tr><tr><td>減価償却累計額 相当額</td><td>2,114</td><td>2,114</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>474</td><td>474</td></tr></table>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	2,588	2,588	減価償却累計額 相当額	2,114	2,114	期末残高相当額	474	474
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																							
取得価額相当 額	2,588	2,588																							
減価償却累計 額 相当額	1,596	1,596																							
期末残高相当 額	992	992																							
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																							
取得価額相当額	2,588	2,588																							
減価償却累計額 相当額	2,114	2,114																							
期末残高相当額	474	474																							
② 未経過リース料期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																								
<table><tr><td>1年以内</td><td>554千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>541千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,095千円</td></tr></table>	1年以内	554千円	1年超	541千円	合計	1,095千円	<table><tr><td>1年以内</td><td>541千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>—千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>541千円</td></tr></table>	1年以内	541千円	1年超	—千円	合計	541千円												
1年以内	554千円																								
1年超	541千円																								
合計	1,095千円																								
1年以内	541千円																								
1年超	—千円																								
合計	541千円																								
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table><tr><td>支払リース料</td><td>610千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>517千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>92千円</td></tr></table>	支払リース料	610千円	減価償却費相当額	517千円	支払利息相当額	92千円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>610千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>517千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>56千円</td></tr></table>	支払リース料	610千円	減価償却費相当額	517千円	支払利息相当額	56千円												
支払リース料	610千円																								
減価償却費相当額	517千円																								
支払利息相当額	92千円																								
支払リース料	610千円																								
減価償却費相当額	517千円																								
支払利息相当額	56千円																								

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
--	--

(有価証券関係)

第22期(平成20年3月31日現在)

時価評価されていない有価証券

種類	貸借対照表計上額
子会社株式	50,000千円

第23期(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第23期 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	101,789	110,469	8,680
小計	101,789	110,469	8,680
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	101,789	110,469	8,680

2. 時価評価されていない有価証券

種類	貸借対照表計上額
子会社株式	60,000千円

(デリバティブ取引関係)

第22期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。 2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注1)</td><td>3,028千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>3,028千円</td></tr> <tr> <td>その他(注2)</td><td>2,036千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,065千円</td></tr> </table> (注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額3,028千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成19年3月31日現在） <table> <tr> <td>①年金資産</td><td>146,083,122千円</td></tr> <tr> <td>②年金財政計算上の給付債務</td><td>112,700,302千円</td></tr> <tr> <td>③差引額</td><td>33,382,820千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合（平成20年3月31日現在） 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額33,382,820千円は、平成18年度剰余金9,652,224千円、別途積立金15,463,324千円及び資産評価調整控除額11,946,791千円から年金財政計算上の過去勤務債務残高3,679,520千円を控除した額であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。 (追加情報) 当事業年度から「「退職給付に関する会計基準」の一部改正（その2）」（企業会計基準第14号 平成19年5月15日）を適用しております。	勤務費用等(注1)	3,028千円	退職給付費用計	3,028千円	その他(注2)	2,036千円	合計	5,065千円	①年金資産	146,083,122千円	②年金財政計算上の給付債務	112,700,302千円	③差引額	33,382,820千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 同左 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注1)</td><td>3,514千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>3,514千円</td></tr> <tr> <td>その他(注2)</td><td>2,496千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>6,011千円</td></tr> </table> (注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額3,514千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成20年3月31日現在） <table> <tr> <td>①年金資産</td><td>145,958,047千円</td></tr> <tr> <td>②年金財政計算上の給付債務</td><td>140,968,069千円</td></tr> <tr> <td>③差引額</td><td>4,989,978千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合（平成21年3月31日現在） 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額4,989,978千円は、平成19年度剰余金5,860,542千円、別途積立金12,896,353千円及び資産評価調整加算額13,766,918千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。 -----	勤務費用等(注1)	3,514千円	退職給付費用計	3,514千円	その他(注2)	2,496千円	合計	6,011千円	①年金資産	145,958,047千円	②年金財政計算上の給付債務	140,968,069千円	③差引額	4,989,978千円
勤務費用等(注1)	3,028千円																												
退職給付費用計	3,028千円																												
その他(注2)	2,036千円																												
合計	5,065千円																												
①年金資産	146,083,122千円																												
②年金財政計算上の給付債務	112,700,302千円																												
③差引額	33,382,820千円																												
勤務費用等(注1)	3,514千円																												
退職給付費用計	3,514千円																												
その他(注2)	2,496千円																												
合計	6,011千円																												
①年金資産	145,958,047千円																												
②年金財政計算上の給付債務	140,968,069千円																												
③差引額	4,989,978千円																												

(税効果会計関係)

第22期 平成20年3月31日現在	第23期 平成21年3月31日現在
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金 4,344千円 減価償却費 13 電話加入権 582 その他 509 繰延税金資産小計 5,448 評価性引当額 △5,448 繰延税金資産合計 — 繰延税金資産の純額 —	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金 3,848千円 減価償却費 7 電話加入権 582 その他 406 繰延税金資産小計 4,844 評価性引当額 △4,844 繰延税金資産合計 — 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △3,531 繰延税金負債合計 △3,531 差引繰延税金負債の純額 △3,531
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 評価性引当額の増減 △41.01 交際費等永久に損金にされない項目 0.32 住民税均等割等 0.16 その他 △0.02 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.14	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	55,157	グループの統括・運営	(被所有) 直接 100%	1	サービスの提供	事務所等の賃貸	—	長期差入保証金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	50	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 99.9%	1	管理会社 に対する ファンド に関する 投資助言 業務	投資顧問 料の受取	収益 182,467	未収投資 顧問料	41,042

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の 子会社	SBIイー・トレード証券(株)	東京都港区	47,920	ブローカ レッジ&イ ンベストメ ントバンキ ング事業	なし	なし	当社投信 商品の販 売	販売代行 手数料の 支払い	費用 301,125	未払 手数料	62,703

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. SBIイー・トレード証券株式会社とSBI証券株式会社は、平成19年10月1日に合併し、SBIイー・トレード証券株式会社となりました。なお、SBIイー・トレード証券株式会社との取引金額には、合併前のSBI証券株式会社との取引金額を含めて表示しております。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	55,214	グループの 統括・運営	(被所有) 直接 100%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃貸	—	長期差 入保証金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンド マネジメントカンパニーエス エー	ルクセンブルグ大公 国：ルクセンブルグ	60	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 99.9%	管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	収益 126,116	未収投資顧問 料	24,889

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。
3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成20年9月5日に増資を行っております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	株式会社 SBI証券	東京都 港区	47,937	ブローカ レッジ&イ ンベストメ ントバンキ ング事業	なし	当社投信商品の販 売	販売代行 手数料の 支払い	費用 220,216	未払 手数料	21,246

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. SBIイー・トレード証券株式会社は、平成20年7月1日付で株式会社SBI証券に変更となりました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

(1株当たり情報)

	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額	24,554円19銭	24,673円08銭
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	5,049円84銭	△21円77銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
当期純利益又は当期純損失（△） （千円）	184,824	△797
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当 期純損失（△）（千円）	184,824	△797
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

（重要な後発事象）

第22期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- ① 委託会社に関し、営業譲渡及び営業譲受、出資の状況その他の重要な事項の変更は予定されておりません。
- ② 提出日1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

	名 称	資本金の額 (平成21年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	「金融商品取引法」に定める、第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	住友信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。

詳しくは、第一部 第1、1(2)「① ファンドの仕組み」をご参照下さい。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	住友信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通り提出されております。

有価証券報告書 平成20年12月22日

有価証券報告書の訂正報告書 平成20年12月22日

半期報告書

平成21年 6月24日

独立監査人の監査報告書

平成20年11月11日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

大串公認会計士事務所

公認会計士 大串卓矢

公認会計士岡田育大事務所

公認会計士 岡田育大

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトランスサイエンス未公開株ファンドの平成19年9月25日から平成20年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランスサイエンス未公開株の平成20年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

SBIアセットマネジメント 株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員

公認会計士

加藤 善孝

⑨

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

宮崎 哲

⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月11日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

大串公認会計士事務所

公認会計士 大串卓矢

公認会計士岡田育大事務所

公認会計士 岡田育大

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトランスサイエンス未公開株ファンドの平成20年9月25日から平成21年9月24日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランスサイエンス未公開株の平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

SBIアセットマネジメント 株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員

公認会計士

加藤 善孝 ⑩

業務執行社員

指定社員

公認会計士

宮崎 哲 ⑩

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。